

千葉市健康づくり推進事業所認証事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市健康増進計画に基づき、就労者の生活習慣の改善、市内事業所における従業員の健康づくりを促進するための環境整備を図ることを目的として、千葉市（以下「市」という。）が行う千葉市健康づくり推進事業所認証事業（以下「本事業」という）の実施及び本事業に係る関係機関との連携にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市内事業所」とは、市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有する事業所（NPO法人、公益法人等を含む）をいう。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 千葉市健康づくり推進事業所の申請に関すること。
- (2) 本事業に申し込んだ市内事業所の認証等に関すること。
- (3) 認証を受けた事業所に対する、取り組みの継続的な支援に関すること。
- (4) 事業所の表彰に関すること。
- (5) その他事業の目的を達成するために市長が必要と認めるもの。

(申請資格)

第4条 本事業の申請資格のある者は、次の各号の要件に適合する市内事業所とする。

- (1) 市税（市が賦課徴収するものに限る。）、消費税及び地方消費税、所得税並びに法人税の未納がないこと。
- (2) 千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者との関係を有していないこと。
- (3) 労働安全衛生法第66条に基づき、健康診断を行っていること。（同法が適用されない事業所においては、同法に準ずる。）
- (4) 労働安全衛生法第66条の8の3に基づき、労働者の労働時間の状況を把握していること。（同法が適用されない事業所においては、同法に準ずる。）
- (5) 労働安全衛生法第66条の10に基づき、50人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施していること。
- (6) 健康増進法及び、労働安全衛生法ならびに千葉市受動喫煙の防止に関する条例に基づき、対象施設における受動喫煙対策を実施していること。
- (7) 重大悪質な事案で、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反及び処分等を受けた

ことがないこと。

(8) 代表者の他に従業員が1名以上いること。

(申請)

第5条 本事業に申請をする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書等の提出または電子申請により申込みをするものとする。

(1) 千葉市健康づくり推進事業所認証申請書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(認証)

第6条 市長は、前条に定める申請書等を受理したときはその内容を審査し、別表1「千葉市健康づくり推進事業所認証基準」（以下「別表1」）に該当すると確認した場合、申請者に対し、千葉市健康づくり推進事業所認証通知書（様式第2号）により通知するとともに、千葉市健康づくり推進事業所認証証（様式第3号）を授与する。

2 認証するにあたっては、申請者より提出された申請書等を基に、別表1に基づき、その取組状況に応じて、「グリーンクラス」、「ブルークラス」、「スカーレットクラス」に区分する。

3 認証区分は、次のとおりとする。

(1) グリーンクラス

事業所として、従業員の健康づくりに関する宣言を行っているもの

(2) ブルークラス

前号に加え、健康づくりに関する組織体制の整備、従業員の健康課題の把握、具体的な取り組みを実施しているもの

(3) スカーレットクラス

前号に加え、健康課題を解決するための推進計画を策定し、取り組みの評価と改善を実施しているもの

4 前項第1号に満たない場合は、申請者に対し、千葉市健康づくり推進事業所認証不承認通知書（様式第4号）により通知する。

5 市長は、申請者に対して、必要に応じて申請資格に係る要件および取組内容について調査することができる。

(認証事業所)

第7条 千葉市健康づくり推進事業所の認証を受けた事業所（以下「認証事業所」という。）は、健康づくりの取り組みを継続するとともに推進に努めるものとする。

(認証マーク)

第8条 市長は、千葉市健康づくり推進事業所を広く周知するため、千葉市健康づくり推進事業所認証マーク（以下「認証マーク」という。）を定めるものとする。

2 認証事業所が認証マークを使用する場合は、別に定める「千葉市健康づくり推進事業所認証マーク使用取扱基準」を遵守するものとする。

（認証ステッカー）

第9条 市長は、千葉市健康づくり推進事業所を広く周知するため、前条で定める認証マークを印字したステッカー（以下「認証ステッカー」という。）を作成し、認証事業所へ交付するものとする。

2 認証事業所は、第1項の規定により交付された認証ステッカーを店舗・事務所等で掲示することができる。

（認証開始日及び認証期間）

第10条 認証開始日は申請月の翌月1日とする。ただし、グリーンクラスにおいては、1月及び2月の申請は、翌年度4月1日を認証開始日とする。

2 認証期間は次の各号のとおりとする。

- (1) グリーンクラスは、認証開始日から認証開始日の属する年度末までとする。
- (2) ブルークラス及びスカーレットクラスは、認証開始日から認証開始日の属する年度の翌年度末までとする。

（認証の区分変更）

第11条 認証事業所は、認証期間中に認証の区分変更（以下「区分変更」という。）を目的として再度申請することができる。

2 区分変更の手続き及び認証期間等は、第5条、第6条及び、前条の規定に準ずるものとする。

（事業所名称の変更）

第12条

認証事業所は、事業所名称に変更があった場合は、千葉市健康づくり推進事業所変更届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（認証の更新）

第13条 認証の更新（以下「更新」という。）を受けようとする認証事業所は、認証期間が満了する年度内の1～3月末までに再度申請するものとする。

2 更新の手続き及び認証期間等は、第5条、第6条及び、第10条の規定に準ずるものとする。ただし、認証開始日は、更新後の認証区分に関わらず、翌年度の4月1日とする。

(認証の辞退)

第14条 認証事業所は、本要綱第4条に規定する申請資格または第6条に規定する別表1に基づく取組内容に変更が生じ、その結果、申請資格または認証基準を満たさなくなった場合には、すみやかに千葉市健康づくり推進事業所辞退届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(認証の取り消し)

第15条 市長は、次の各号に該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証事業所が虚偽の申請をした場合
- (2) 認証事業所が当該事業において不正を行った場合
- (3) その他市長がふさわしくないと判断した場合

(情報の公開)

第16条 市長は、認証事業所の情報を市のホームページ等で、公開するものとする。

2 前項の規定により公開する情報は、事業所名、従業員の健康づくりに関する宣言、所在地、業種等とする。

(台帳の作成)

第17条 市長は、申請状況を明確にするために、千葉市健康づくり推進事業所台帳を作成し、記録しておくものとする。

(表彰)

第18条 市長は、事業所における従業員の健康づくりの推進を図るため、認証事業所の中から、健康づくりの取り組みが特に優良な事業所を表彰するものとする。

2 表彰の基準等は、別に定めるものとする。

(全国健康保険協会千葉支部（以下「協会けんぽ」という。）との連携)

第19条 就労者の生活習慣の改善、市内事業所における従業員の健康づくりの促進をより効果的、効率的に展開するため、協会けんぽが実施する「健康な職場づくり宣言」事業と本事業を一定の要件を満たすことで、いずれかの申請により両事業の認定または認証を受けることができるものとする（以下「相互乗り入れ」という。）。

2 相互乗り入れにあたっては、協会けんぽと次の各号のとおり情報連携を行い、「健康な職場づくり宣言」事業から本事業への乗り入れについては、第1号の規定によるものとする。

(1) 「健康な職場づくり宣言」登録事業所が、協会けんぽから市に対する宣言書記載事項の情報提供に同意した場合、市は協会けんぽからの情報提供をもって、第5条第2項の規定

による本事業の申請とみなし、本要綱第4条に規定する申請資格の確認をもって、第6条の規定により当該事業所をグリーンクラスに認証する。なお、認証開始日及び認証期間は、第10条の規定によるものとする。

(2) 認証事業所が、市から協会けんぽに対する「健康な職場づくり宣言」事業の申請及び本事業の認証に係る申請書記載事項の情報提供に同意した場合、市は当該認証事業所の千葉市健康づくり推進事業所認証申請書の写しを協会けんぽに提供するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもの他、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
2 令和7年4月1日から令和7年9月30日までは経過措置期間とし、令和7年4月1日施行前の千葉市健康づくり推進事業所認証申請書（様式第1号）を用いて申請があった場合には、第5条第1項の申請書と同等とみなす。また、全国健康保険協会千葉支部との情報連携について同意する場合には、第18条第2項第2号を準用する。

附 則

1 この要綱は、令和8年1月6日から施行する。
2 令和8年1月6日から令和8年3月31日までは経過措置期間とし、令和8年1月6日施行前の千葉市健康づくり推進事業所認証申請書（様式第1号）を用いて申請があった場合には、第5条第1項の申請書と同等とみなす。

あて先 千葉市長

千葉市健康づくり推進事業所認証申請書

千葉市健康づくり推進事業所認証実施要綱に基づき、事業所として従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいくため「千葉市健康づくり推進事業所」の認証を申請します。なお、申請資格に相違ありません。

新規申請 更新申請 認証区分変更申請

【希望区分】 グリーン ブルー スカーレット

(フリガナ) 事業所名		(フリガナ) 代表者職・氏名	
----------------	--	-------------------	--

わが社の健康宣言（御社の健康づくりに関する目標をお書きください）

※加入保険組合等で健康宣言を行っている場合は、その写しの添付でも可

（例）従業員が健康でいきいきと働く職場を目指します。健診受診率100%、禁煙者を増やすなど

健康宣言を事業所内で共有している。

【事業所情報】 ご記入ください。※従業員数は、市内事業所の人数です。

所在地	〒 千葉市 区				
業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業・漁業	<input type="checkbox"/> 鉱業	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業	
	<input type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 教育	<input type="checkbox"/> 卸売業・小売業	<input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業	
	<input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 医療、福祉	<input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業	
	<input type="checkbox"/> 金融業、保険業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> その他サービス業	<input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業	
	<input type="checkbox"/> 公務	<input type="checkbox"/> 分類不能の産業			
従業員数等	人	(内 常勤労働者数) 人	全従業員男女比 :	平均年齢(約) 歳	
加入保険組合	<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会	<input type="checkbox"/> () 健康保険組合	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	<input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 千葉支部 認証後、本申請書の内容をもって、全国健康保険協会千葉支部が実施する「健康な職場づくり宣言」について、千葉市より同協会に情報提供及び申請することに同意します。				<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 既に「健康な職場づくり宣言」を実施している				↑ 同意する場合はチェック
健康づくり担当者連絡先	役職		全国健康保険協会千葉支部加入事業所で、「健康な職場づくり宣言」の申請に同意する場合のみ、健康保険の記号・番号記入	TEL	
	氏名	フリガナ	記号・番号	E-mail	

【申請資格】 必ずご記入ください（全て該当にならない場合、申請ができません）。

※労働安全衛生法の対象とならない事業所は、それに準じて記載してください。

<input type="checkbox"/> 市税（本市が賦課徴収するものに限る）、消費税及び地方交付税、所得税または法人税の未納がない。		
<input type="checkbox"/> 千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団と密接な関係はない。		
<input type="checkbox"/> 労働安全法第66条の8の3に基づき、労働者の労働時間の状況を把握している。		
<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第66条に基づき、健康診断を実施している。		
<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法第66条の10に基づき、50人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っている。		
<input type="checkbox"/> 重大悪質な事案で、労働基準法または労働安全衛生法等に係る違反及び処分等を受けたことがない。		
<input type="checkbox"/> 健康増進法、労働安全衛生法並びに千葉市受動喫煙の防止に関する条例に基づき、受動喫煙防止対策を実施している。		
・第一種施設（病院・学校・福祉施設等）：原則、敷地内禁煙。ただし、必要な措置を講じた屋外の特定喫煙場所では喫煙可能。 ・第二種施設（飲食店・事務所・工場等）：原則、屋内禁煙。ただし、屋内に喫煙専用室等を設置することは可能。		
<input type="checkbox"/> 敷地内禁煙	<input type="checkbox"/> 屋内禁煙	<input type="checkbox"/> 法令に準拠した喫煙専用室等を設置

「グリーンクラス」は、次ページからの【取組状況】に伴う添付書類は不要です。

【取組状況】

該当するものにチェックをしてください。

No	取組み内容				添付書類
1	<input type="checkbox"/>	従業員の健康づくりに関する宣言をし、事業所内で共有している。 (申請書の健康宣言に記載または加入している保険組合等で健康宣言をしている。)			要※1
2	<input type="checkbox"/>	経営者（申請事業所の代表者）自身が、年に1回健康診断（注1）を受診している。			
3	<input type="checkbox"/>	健康づくり担当者を設置している。（以下の項目から選択） □ 経営者自身 □ 役員や管理職 □ 係長・グループリーダー等 □ 担当する従業員を決めている。			
4	<input type="checkbox"/>	(加入保険組合の求めに応じ) 40歳以上の従業員の定期健康診断（注2）のデータを提供している。 □ データ提供済み。 □ データは未提供だが、データの提供について保険者に同意済み。 □ 40歳以上の従業員がない。 □ その他（ ）			
5	<input type="checkbox"/>	定期健康診断の受診率や有所見率を把握し、未受診者に対し受診勧奨をしている。 (本社が行っている場合も可) ①受診率（受診者数／対象者数）= % ※前年度の受診率を記載 ②有所見率（有所見者数／受診者数）= % ③未受診者に対しての受診勧奨方法 □ 個別にメールや書面等で通知している。 □ 個別に声かけ、面談をしている。 □ その他（ ）			
6	<input type="checkbox"/>	従業員のメンタルヘルスの状況を把握している。 □ ストレスチェック制度に従ってストレスチェックを実施している（従業員が50人未満の事業所のみ）。 □ 独自の調査票を用いて実施している。 □ 定期的な面談を実施している（ストレスチェック制度に準じた内容）。 □ 従業員に対してこころの温度計やアプリ等を周知し、セルフチェック等を支援している。 □ メンタルヘルスについての相談窓口を設置している。 □ ストレスチェックの結果を集計・分析している。 □ その他（ ）			要※2
7	<input type="checkbox"/>	事業所（本社を含む）における健康課題を把握している。（以下に記載） (具体的な健康課題： ）			
8	<input type="checkbox"/>	上記の健康課題を踏まえ、重点的な取組みを検討または実施している。 □ 重点的な取組みを実施している。 (内容： ）			
9	<input type="checkbox"/>	上記の健康課題を解決するための取組みについて、具体的な推進計画を策定している。			要※3

10	<p><input type="checkbox"/> 働きやすい職場づくりを推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 多様な働き方を実現するための取組みを行っている。 (ノー残業デー、テレワーク、フレックスタイム制度、時差出勤制度、時間単位の年次休暇など) <input type="checkbox"/> 任意のタイミングで取得できる有給の特別休暇を設けている。 (ボランティア休暇・リフレッシュ休暇・病気休暇・介護休暇など) <input type="checkbox"/> コミュニケーションの促進に向けた取組みを行っている。 (フリーアドレスオフィス等の職場環境整備、従業員同士の交流を増やすための企画・イベントなど) <input type="checkbox"/> 高年齢労働者等が安全に働き続けられるような、環境整備をしている。 <input type="checkbox"/> その他 () 	要※4
11	<p><input type="checkbox"/> 定期健康診断や結果に基づく再検査や保健指導、がん検診等の受診環境の整備等をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 定期健康診断や、その結果、再検査や保健指導が必要とされた従業員が勤務時間中に受診できるよう配慮した取組みを実施している（特定保健指導の実施も含む）。 <input type="checkbox"/> がん検診等の任意検診の受診を促す取組みを実施している。 <input type="checkbox"/> その他 () 	要※4
12	<p><input type="checkbox"/> 従業員向けに事業所内に健康に関する機器を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 血圧計 <input type="checkbox"/> 体重計 <input type="checkbox"/> 体組成計 <input type="checkbox"/> 運動機器 <input type="checkbox"/> その他 () 	要※5
13	<p><input type="checkbox"/> 従業員向けに健康づくりに関する情報提供をしている。（運動・栄養・メンタルヘルス・休養など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> パンフレットを配布または回覧している。 <input type="checkbox"/> 社内にポスターやリーフレットを掲示している。 <input type="checkbox"/> 社内メール等で発信している。 	
14	<p><input type="checkbox"/> 従業員向けに健康づくりに関する講演会等を開催または参加させている。（オンライン含む） ※女性特有の健康課題に関する講演会等はNo.23に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 従業員を対象に講演会や研修会を開催した。 (内容：) <input type="checkbox"/> 従業員を外部機関が主催する講演会や研修会に参加させた。 (内容：) <input type="checkbox"/> 従業員の健康づくりについて、管理職を対象に講演会や研修会を開催した。 (内容：) <input type="checkbox"/> 千葉市健康づくり推進事業所認証メリットである出前講座を開催した。 <input type="checkbox"/> その他 () 	要※6
15	<p><input type="checkbox"/> 健康やハラスメントに関する相談窓口を設置または外部機関の保健事業を活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生活習慣（食生活・運動等）改善についての相談窓口を設置している。 <input type="checkbox"/> 病気の治療と仕事の両立支援についての相談窓口を設置している。 <input type="checkbox"/> ハラスメントについての相談窓口や内部通報窓口を設置している。 <input type="checkbox"/> 女性のための健康相談窓口を設置している。 <input type="checkbox"/> 地域産業保健センターの事業を活用している（従業員が50人未満の事業所のみ）。 <input type="checkbox"/> 千葉産業保健総合支援センターの事業を活用している（病気の治療と仕事の両立支援など）。 <input type="checkbox"/> その他外部機関の相談窓口を活用している。 () 	要※4

16	<p><input type="checkbox"/> 運動機会の増進に向けた取組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 朝礼等でのラジオ体操等を実施している。 <input type="checkbox"/> スポーツイベントの開催、参加を促進している（No. 10との重複不可）。 <input type="checkbox"/> 歩数計配布や運動に関するアプリなどのツールを提供または利用を推奨している。 <input type="checkbox"/> スポーツクラブ等の提携や利用料金を補助している。 <input type="checkbox"/> 千葉市ウォーキングポイント事業の利用を推奨している。 <input type="checkbox"/> 運動習慣定着のため、徒歩通勤や自転車通勤のための支援や働きかけを実施している。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	要※4
17	<p><input type="checkbox"/> 食生活の改善に向けた取組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 社員食堂、仕出し弁当、自動販売機等で健康に配慮した食事ができるように環境を整えている。 <input type="checkbox"/> 社員食堂等で栄養素、カロリー等の表示をしている。 <input type="checkbox"/> 食生活改善に関するアプリなどのツールを提供または利用を推奨している。 <input type="checkbox"/> 健康づくり応援店の利用を推奨している。 <input type="checkbox"/> 食生活改善に関するイベント（料理教室等）を定期的・継続的に実施している（No. 10の重複不可）。 <input type="checkbox"/> 朝食欠食対策として朝食の提供などの取組みを実施している。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	要※4
18	<p><input type="checkbox"/> 歯・口腔に関する取組みを実施している。（注3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 自治体の歯周病検診等の受診勧奨、企業内歯科健診の実施、または歯科健診の費用を補助している。 <input type="checkbox"/> 食後の歯磨きや歯間ブラシやデンタルフロス等を使用した口腔ケアを推奨している。 <input type="checkbox"/> 職場内で歯磨きができる環境を整えている。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	要※4
19	<p><input type="checkbox"/> 禁煙に関する取組みを実施している。または喫煙者はいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 禁煙に関する社内ルールを整備している。（例：就業時間中禁煙など） <input type="checkbox"/> 禁煙達成者や非喫煙者に対するインセンティブ（褒賞・奨励等）がある。 <input type="checkbox"/> 禁煙外来の治療費用を補助している。 <input type="checkbox"/> 自治体や加入保険組合が実施する禁煙外来治療費用の助成制度や禁煙に関する支援事業を紹介している。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 喫煙者はいない。 <p>※喫煙率を把握していれば記載してください（喫煙率： % ）</p>	要※4
20	<p><input type="checkbox"/> メンタルヘルス不調者に関する取組みを実施している。（注4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 従業員（不調者）に対して定期的な面談、声掛けを実施している。 <input type="checkbox"/> 不調者に対して職場復帰支援（リワークプログラム等）を整備している。 <input type="checkbox"/> 不調者に対して外部機関と連携した復職サポートの体制がある。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	要※4
21	<p><input type="checkbox"/> 長時間労働者に関する取組みを実施している。（注5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人に対して医師、保健師等専門職、上司や労務担当者等による面談・指導を実施している。 <input type="checkbox"/> 管理職に対して労務担当者等による面談・指導を実施している。 <input type="checkbox"/> 長時間労働をなくすための対策を実施している。（内容： ） <input type="checkbox"/> 長時間労働者はいない。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	要※4

22	<input type="checkbox"/> 感染症予防に関する取組みを実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> インフルエンザ等の予防接種実施場所の提供や費用補助をしている。 <input type="checkbox"/> 予防接種を受ける際の就業時間認定や特別休暇を付与している。 <input type="checkbox"/> 感染拡大時の事業継続計画を策定している。 <input type="checkbox"/> 職場における感染拡大防止対策を実施している。 <input type="checkbox"/> 感染者等への不利益な取り扱いや差別的な取り扱いの禁止を明文化し、周知している。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	要 ※4
23	<input type="checkbox"/> 女性特有の健康課題に関する取組みを実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 婦人科検診の費用を補助している。 <input type="checkbox"/> 婦人科検診の受診において就業時間認定や特別休暇を付与している。 <input type="checkbox"/> 女性の健康関連課題等の理解促進のための研修会等を開催または外部機関の研修会等に参加させている。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	要 ※4
24	<input type="checkbox"/> 地域住民に向けた健康づくりに関する普及啓発やイベントを実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域住民に向けた健康づくりに係る普及啓発をしている。 (リーフレットの配架、事業所入口に認証マークの掲示、ホームページ等に健康宣言を掲載 等)。 <input type="checkbox"/> 地域住民が参加できる健康づくりのイベントやラジオ体操等を実施している。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	要 ※7
25	<input type="checkbox"/> 健康課題への取組みを評価している。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 実施した取組みの結果を確認している。 <input type="checkbox"/> 前年度等の過去の取組み結果と比較している。 <input type="checkbox"/> 他事業所の事例や外部機関等が公表する集計結果等と比較している。 <input type="checkbox"/> 加入保険組合等の外部機関による評価を実施している。 	要 ※8
26	<input type="checkbox"/> 上記評価の結果を踏まえ、取組みを改善している。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 次の取組みに向けた改善策を事業所内で共有している。 <input type="checkbox"/> 事業所内で、取組みの見直しや改善を実施している。 	要 ※9

- (注1) 健康診断の項目は、労働安全衛生規則第44条に基づく定期健康診断以上を受診していることが要件です。
- (注2) 「定期健康診断」とは、労働安全衛生規則第44条に基づく一般定期健康診断です。
- (注3) 労働安全衛生法第66条第3項に基づく歯科健診（歯科特殊健康診断）は、法令上の義務のため、該当になりません。
- (注4) 従業員が50人以上の事業所において労働安全衛生法第66条の10の3に基づく医師による面接指導は、法令上の義務のため、該当なりません。
- (注5) 労働安全衛生法第66条の8に基づく「時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を超える労働者であって、申出を行ったものへの医師による面接指導」は、法令上の義務のため、該当なりません。

【添付書類】 **【取組状況】のチェックに応じ、書類を添付してください。**
※一つの書類で複数の項目に該当する場合、その旨を記載してください。

※1	申請書に記入または加入している保険組合等での健康宣言の写し。
※2	ストレスチェック等の調査票。面談やストレスチェックの結果集計等の場合は、状況や結果をまとめたもの。
※3	具体的な推進計画の内容がわかるもの。
※4	従業員への周知・通知文書や取組み内容がわかるもの。
※5	写真など。
※6	情報提供しているもの、講演会や研修会の内容がわかるもの。
※7	案内文、リーフレット、写真等の開催内容がわかるもの。
※8	結果に関する資料や評価したことがわかるもの。
※9	事業所内での共有したことや見直し・改善したことがわかるもの。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

千葉市健康づくり推進事業所認証通知書

様

千葉市長

印

年 月 日付けで申請のありました千葉市健康づくり推進事業所について、下記のとおり認証しましたので通知します。

今後も、貴事業所における主体的な健康づくりの取り組みを継続するとともに、より一層の推進に努めて下さい。

記

1 認証事業所名

2 所 在 地

3 認 証 番 号 第 号

4 認 証 区 分

5 認 証 期 間 年 月 日～ 年 月 日

6 別 添 千葉市健康づくり推進事業所認証証

*千葉市健康づくり推進事業所実施要綱第13条に基づき、申請資格および取組み内容に変更が生じ、その結果、申請資格または認定基準を満たさなくなった場合には、速やかに辞退届（様式第6号）を提出してください。

(様式第3号)

千葉市健康づくり推進事業所認証証



認証区分を明記

事業所名

認証番号

認証区分

認証期間 年 月 日～ 年 月 日

(様式第4号)

第 号
年 月 日

千葉市健康づくり推進事業所認証不承認通知書

様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった千葉市健康づくり推進事業所認証の申請は、
次の理由により不承認となりましたので通知します。

(理由)

(様式第5号)

千葉市健康づくり推進事業所辞退届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業所名
所在地

代表者職・氏名

次のとおり、千葉市健康づくり推進事業所の認証の辞退を申出ます。

認証番号	
事業所名 所在地 電話番号	
辞退理由	

※千葉市健康づくり推進事業所認証証を添付すること

(様式第6号)

千葉市健康づくり推進事業所変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業所名

所在地

代表者職・氏名

次のとおり、変更がありましたので、届け出ます。

1 認証番号 _____

2 変更事項

	変更前	変更後
事業所名		

以下の書類を添付すること

- 千葉市健康づくり推進事業所認証証
- 名称変更通知の写しなど

別表1

千葉市健康づくり推進事業所 認証基準

項目	No	取組内容	認証区分		
			グリーン	ブルー	スカーレット
宣言	1	従業員の健康づくりに関する宣言をし、事業所内で共有している。	必須	必須	必須
組織体制	2	経営者（申請事業所の代表者）自身が、年に1回健康診断（注1）を受診している。		必須	必須
	3	健康づくり担当者を設置している。		必須	必須
	4	（加入保険組合の求めに応じ）40歳以上の従業員の定期健康診断（注2）のデータを提供している。		必須	必須
	5	定期健康診断の受診率を把握し、未受診者に対し受診勧奨をしている。 ※「スカーレットクラス」受診率95%以上（対象者が20人未満の事業所は未受診者1人）が対象		必須	必須
従業員の健康課題の把握と必要な取組みの検討	6	従業員のメンタルヘルスの状況を把握している。		必須	必須
	7	事業所（本社を含む）における健康課題を把握している。		必須	必須
	8	上記健康課題を踏まえ、重点的に進めていく取組みを実施している。		必須	必須
	9	上記健康課題を解決するための取組みについて、具体的な推進計画を策定している。			必須
	10	働きやすい職場づくりを推進している。			
従業員の健康に関する環境づくり	11	定期健康診断やその結果に基づく再検査や保健指導、がん検診等の受診環境の整備をしている。			
	12	従業員向けに事業所内に健康に関する機器を設置している。			
	13	従業員向けに健康づくりに関する情報提供（運動・栄養・メンタルヘルス・休養など）をしている。			
	14	従業員向けに健康づくりに関する講演会等を開催または参加させている。（オンライン含む）※女性特有の健康課題に関する講演会はNo. 23に該当			
	15	健康やハラスメントに関する相談窓口を設置または外部機関の保健事業を活用している。			
	16	運動機会の増進に向けた取組みを実施している。			
従業員の心身の健康づくりに関する具体的な取組み	17	食生活の改善に向けた取組みを実施している。			
	18	歯・口腔に関する取組みを実施している。（注3）			
	19	禁煙に関する取組みを実施している。または喫煙者はいない。			
	20	メンタルヘルス不調者に関する取組みを実施している。（注4）			
	21	長時間労働者に関する取組みを実施している。（注5）			
	22	感染症予防に関する取組みを実施している。			
	23	女性特有の健康課題に関する取組みを実施している。			
地域貢献	24	地域住民を対象とした健康づくりに関する普及啓発やイベントを実施している。			必須
評価・今後の取組	25	健康課題への取組みを評価している。			必須
	26	上記評価の結果を踏まえ、取組みを改善している。			必須

(注1) 健康診断の項目は、労働安全衛生規則第44条に基づく一般定期健康診断以上を受診していることが要件です。

(注2) 「定期健康診断」とは、労働安全衛生規則第44条に基づく一般定期健康診断です。

(注3) 労働安全衛生法第66条第3項に基づく歯科健診（歯科特殊健康診断）は、法令上の義務のため、該当なりません。

(注4) 従業員が50人以上の事業所において労働安全衛生法第66条の10の3に基づく医師による面接指導は、法令上の義務のため該当なりません。

(注5) 労働安全衛生法第66条の8に基づく「時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を超える労働者であって、申出を行ったものへの医師による面接指導」は、法令上の義務のため、該当なりません。